



令和5年12月 No.603

岩手県特定(産業別)最低賃金が改正されます

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定(産業別)最低賃金」があります。下記の4産業について、最低賃金額が改正され、令和5年12月30日から適用されます。

岩手県特定(産業別)最低賃金(令和5年12月30日発効)

◇鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 949円

◇電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業

時間額 917円

◇光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 925円

◇自動車小売業

時間額 945円

- *「百貨店、総合スーパー」、「各種商品小売業」については、現在の岩手県最低賃金893円が適用されます。
- * 次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - (4) ◇「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」
 - 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する者
 - ◇「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」
 - 手作業による包装又は袋詰めの業務に主として従事する者
 - 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する者

※岩手県最低賃金は令和5年10月4日から時間額893円に改正されています。

- ◎すべての使用者は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。)に最低賃金額 以上の賃金を支払わなければなりません。
- ◎最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤 手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。

【お問合わせ先】 岩手労働局 労働基準部 賃金室 ☎ 019-604-3008

もくじ・	\bigcirc	岩手県特定(産業別)最低賃金が改正されます ・・・・・・・・・1									
	\bigcirc	年収の壁対策として労働者1人につき最大50万円助成します!・・・・・・2									
	\bigcirc	「新農業人フェアinいわて」(第2回)を開催します4									
	0	最近の求人求職のうごき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									

事業主の皆様へ

らり 同生労働省 かとくらし、あらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

ャリアアップ助成金 年収の壁対策として 働者1人につき

○2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。

- ○労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成します。
- ○支給申請の事務手続きも簡単になりました。

労働者にとって、

- 「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- 社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の 人手不足の解消へ!



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パゆう」ちゃん

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました!

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	20万円
③ 賃金の18 % 以上を増額	3年日 10万円

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を 支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険 料の算定対象としません。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	_	
3時間以上 4時間未満	5 %以上	30万円
2時間以上 3時間未満	10%以上	30 /J FJ
1時間以上2時間未満	15%以上	

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、 2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう!

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

〈申請スケジュールの例〉 ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合



- =第1期支給対象期 =第2期支給対象期 ★=給与・手当の支給
- ※ 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。
- ※ 2024 (令和6) 年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。

対象となる労働者をチェックしましょう!

雇用している短時間労働者の中に、2023(令和5)年10月以降、 新たに社会保険の被保険者の要件*1を満たす方はいますか。

はい いいえ その労働者は、以下の①、②の**両方に**該当する方ですか。 ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。 ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入し ていなかった。 はい いいえ その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所 定労働時間を一定時間延長すること※2ができますか。 いいえ はい その労働者の社会保険加入日から最長2年間の 手当※3等の支給後の働き方について、労使で話 し合いを行う予定ですか。 いいえ はい その労働者は、社会保険加入日から1年 が経過した時点で、労働時間の延長がで きる見込みですか。 いいえ はい 本助成金の (2) 労働時間延長 (1) 手当等支給 (1)(2)の 支給要件には メニュー 併用メニュー メニュー 該当しません。

- ※ 1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、**週の所定労働時間が20時間** 以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所 定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する 等の措置。詳しくは、左頁の「(2) 労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当 (標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長 2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当)
- ○キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局 または管轄のハローワークまでお問合せください。
- ○「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料)

0120-030-045 受付時間平日8:30~18:1 (土日・祝日・年末年始(12/29~1



岩手で夢をかなえよう! 農業を始めたい人の相談会 「新農業人フェアinいわて」(第2回)を開催します

岩手県(岩手県農業経営・就農支援センター)では、岩手県の農業に興味・ 関心がある方や、岩手県で農業にチャレンジしたい方を対象に、就農に関 する情報を提供する県内最大級のイベント「新農業人フェアinいわて」(第 2回)を開催します(入場無料、入退場自由です)。

【開催日時】 令和6年1月13日(土) 13:00~16:00(受付12:30~) アイーナ 8 階 [会議室804] (盛岡市盛岡駅西通1-7-1) 【開催場所】

【実施内容】

新規就農セミナー(13:05~13:40)

(就農支援情報の提供、新規就農事例の紹介等)

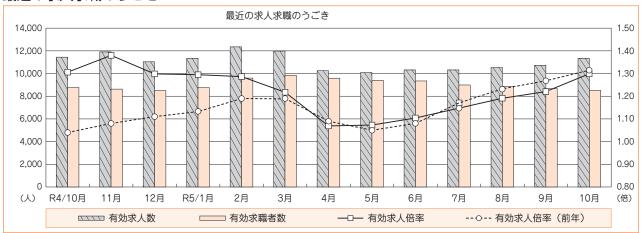
• 個別相談会(13:00~16:00)

(求人及び農業研修、就農支援及び相談)

【お問合せ】 岩手県農林水産部農業普及技術課 普及担当 盛岡市内丸10-1 TEL: 019-629-5654



最近の求人求職のうごき



	R4/10月	11月	12月	R5/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	前年同月比
新規求人数	4,530	4,139	3,549	4,666	4,968	3,766	3,354	3,939	3,706	3,492	4,030	3,813	4,209	▲7.1%
有効求人数	11,443	11,904	11,035	11,335	12,350	11,977	10,251	10,086	10,323	10,325	10,529	10,720	11,264	▲1.6%
新規求職者数	1,914	1,906	1,742	2,318	2,646	2,279	2,667	2,064	1,893	1,741	1,725	1,773	1,972	3.0%
有効求職者数	8,761	8,626	8,499	8,754	9,600	9,838	9,588	9,400	9,351	9,001	8,868	8,740	8,683	▲0.9%
新規求人倍率	2.37	2.17	2.04	2.01	1.88	1.65	1.26	1.91	1.96	2.01	2.34	2.15	2,13	-0.24p
有効求人倍率	1.31	1.38	1.30	1.29	1.29	1.22	1.07	1.07	1.10	1.15	1.19	1.23	1,30	-0.01p
有効求人倍率(前年)	1.04	1.08	1.11	1.13	1.19	1.19	1.09	1.05	1.08	1.17	1.23	1.27	1,31	_

- 八口一ワーク盛岡菜園厅

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル 開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク(1F) わかもの支援コーナー(1F)

TEL 019-653-8609

職業相談コーナー(2F) TEL 019-623-4800

マザーズコーナー(2F) TEL 019-907-0203

就職氷河期世代専門窓口(2F) TEL 019-908-2060

職業訓練相談コーナー(2F) TEL 019-606-2256

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号 TEL 019-624-8905

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3 TEL 0195-62-2139

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1 TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/ 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp